

J R 東海労働組合関西地「申」第19号
2020年12月22日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 畑田 整吾 殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 小林 國博

シーツ類交換に関する申し入れ

令和2年12月4日の掲示で、「社員の就労環境の更なる改善を目的に、令和3年1月以降準備でき次第、休養室のシーツ、掛布カバーを使用の都度交換する」ことが明らかにされていた。そして具体的な取扱いは、社員自身が就寝時に寝具に、これらのシーツ、掛布カバーを装着すること。起床後にも寝具から、シーツ、掛布カバーを取り外すとしている。これでは、社員自身がシーツ類を交換することで睡眠時間の削減になり、安全衛生法上問題がある。

したがって、以下のように申し入れるので早急に団体交渉を開催すること。

記

1. 休養室のシーツ交換等を社員自身で行うようにすると、会社掲示で周知しているが、その根拠を明らかにすること。
2. 休養室のシーツ交換等を社員自身で行うようにすると、会社掲示で周知しているが、会社の業務指示により行わせるのであれば、労働時間として換算すること。
3. 社員宿泊施設のシーツ、掛布カバーを使用の都度交換を行う現業職場・施設はどこか明らかにすること。
4. シーツ類を使用の都度交換することについては、組合側から再三の申し入れを行ってきた。何故、このタイミングで実施に至ったのか経過を明らかにすること。
5. シーツ類を使用の都度交換することは、感染症拡大の防止になると考えているのかを明らかにすること。
6. シーツ類を使用の都度交換することは、業者のさらなる負担になると説明をしているが、具体的に負担となる業務内容や経費について具体的に明らかにすること。
7. シーツ類交換の業務を委託している業者での効率化が実施されている。会社の説明

とは矛盾した内容となっている。どちらが事実なのか明らかにすること。

8. 社員自身がシーツ類の交換を負担することは、睡眠時間の削減になり、安全衛生法上問題がある。会社の見解を明らかにすること。
9. シーツ類の交換は社員に行わせず、業者対応とすること。
10. 安全衛生上を追求するならば、シーツ類交換だけでなく、休養室内の壁紙、エアコン、机、机上のランプ、部屋の埃等、不潔で不衛生な箇所が以前から放置されている。これらの清掃、交換はいつどのように行うのか明らかにすること。
11. 安全衛生上を追求するならば、シーツ類交換だけでなく、休養室内は土足厳禁とすること。

以上